

宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会設置要領

(設置)

第1条 市は、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項について広く市民の意見を聴くため、宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民団体から推薦を受けた者
- (4) 公募により選考された一般市民

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。